

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 穴田 功 同 大牟田 啓 同 和泉 貴夫
【住所又は本店所在地】	東京都港区赤坂1丁目12番32号アーク森ビル36階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年8月14日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	堺化学工業株式会社
証券コード	4078
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	ケイマン諸島法人
氏名又は名称	エスエイチ・インベストメント・インク (SH Investment, Inc)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、クリケット・スクエア、ハッチンズ・ドライブ、私書箱2681、コンヤーズ・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドの事務所
事務上の連絡先及び担当者名	弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所 弁護士 穴田 功 弁護士 大牟田 啓 弁護士 和泉 貴夫
電話番号	03-5575-8400

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.4
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年7月10日
訂正箇所	下記参照

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年7月10日現在）	AD	17,518,900
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	1,012,600
保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する潜在株券等の数	AF	
上記提出者の株券等保有割合（％） （ $AB / (AD + AE - AF) \times 100$ ）		11.09
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		12.46

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(4)【上記提出者の保有株券等の内訳】

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2026年7月10日現在）	AD	17,518,987
提出者及び共同保有者の保有潜在株券等の数	AE	1,012,600

保有潜在株券等のうち共同保有者間で引渡 請求権等の権利が存在するものとして控除 する潜在株券等の数	AF
上記提出者の株券等保有割合（％） （ AB / （ AD+AE - AF ） × 100 ）	11.09
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	12.46